

消防同意の審査に係る指摘事項例（概要）

以下は、消防同意の審査について指摘事項の一例を示したものです。申請図書を作成する際に参考として下さい。

目次

- 1 確認申請書（第二号様式）関係
- 2 添付図書関係
- 3 熊本市火災予防条例関係
- 4 消防用設備等関係

【用語例】

- 1 法 …… 消防法
- 2 政令 …… 消防法施行令
- 3 規則 …… 消防法施行規則
- 4 条例 …… 熊本市火災予防条例
- 5 運用基準 …… 消防用設備等の運用基準（平成 20 年消予発第 159 号）
- 6 建基法 …… 建築基準法
- 7 建基政令 …… 建築基準法施行政令
- 8 建基規則 …… 建築基準法施行規則

1 確認申請書（第二号様式）関係

用途を具体的に記載して下さい。

（例）（08210）児童福祉施設等 → （08210）老人デイサービスセンター

<参考>確認申請書（第二号様式）巻末（注意事項）抜粋

6. 第五面関係⑦

7 欄は、別紙（※建築基準法施行規則 別記様式 別紙）の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。

2 添付図書関係

- (1) 建基規則第 1 条の 3（確認申請の様式）により、図書の種類に応じて明示すべき事項を明示して下さい。
- (2) 縮尺を要する図書（各階平面図等）に明示する縮尺は、寸法を計測できる縮尺を明示して下さい。
- (3) 配置図

ア 普通階、無窓階の判定について

規則第5条2第2項第2号に規定する開口部が面する通路の位置及び幅員を明示して下さい。

イ 避難器具について

平成8年消防庁告示第8号に規定する避難空地(避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地)及び避難通路(避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路)の位置及び幅員を明示して下さい。

ウ 屋外消火栓設備(政令第19条第2項)又は消防用水(政令第27条第2項)について

延焼のおそれのある部分(同一敷地内の2以上の建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分)を明示して下さい。

エ 非常電源の前面又は周囲の空地について

規則第11条第1項第4号に規定する空地及び建築物等からの距離を明示して下さい。

オ 液化石油ガスの貯蔵設備等の位置について

建基規則第1条の3第4項表1(16)項により、液化石油ガスの貯蔵設備等の位置及び貯蔵能力等を明示して下さい。

(4) 各階平面図

ア 条例第40条第2号により、次の出入口の戸は避難方向に対して、内開き以外の戸として下さい。

(ア) 屋内から直接地上へ通ずる出入口の戸。

(イ) 直通階段の出入口の戸

(ウ) 非常の際に避難専用とするために設けた出入口の戸

イ 条例第37条(キャバレー等の避難通路)により、避難通路の位置及び幅員を明示して下さい。

ウ 条例第37条の3(個室型店舗の避難管理)により、避難通路の位置及び幅員を明示して下さい。

エ 条例第38条(百貨店等の避難通路等)により、避難通路の位置及び幅員を明示して下さい。

(5) 断面図

ア 普通階、無窓階の判定について

規則第5条2第2項第2号に規定する開口部に面する手すり等(1階の開口部が面するフェンス等を含む)の高さを明示して下さい。

(6) 室内仕上げ表

下記の規定に係る内装制限について、壁及び天井の部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さを明示して下さい。

ア 条例第3条第1項(厨房設備等の離隔距離)

イ 条例第31条の3の2第1号(少量危険物を屋内で貯蔵する場所の位置、構造及び設備)

ウ 条例第34条第2項第3号エ(指定可燃物を屋内で貯蔵する場所の位置、構造及び設備)

エ 政令第11条第2項(屋内消火栓設備に関する基準)

オ 規則第6条第2項(大型消火器以外の消火器具の設置)

- カ 規則第 12 条の 2 (スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画)
- キ 規則第 13 条 (スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)
- ケ 規則第 13 条の 5 第 7 項第 1 号 (スプリンクラーヘッドを要しない天井裏)
- コ 規則第 13 条の 6 (スプリンクラー設備の水源の水量等)
- サ 規則第 14 条第 1 項第 11 の 2 号
(特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける加圧送水装置)
- シ 規則第 30 条の 3 第 1 号イ (連結散水設備の散水ヘッドを要しない天井裏)

(7) 各階建具平面図及び建具表

ア 普通階、無窓階の判定について

規則第 5 条 2 第 2 項第 2 号に規定する窓その他の開口部の形状、材質、寸法、床からの高さ、施錠装置の構造及び施錠装置の開錠方法を明示して下さい。

イ 条例第 40 条第 3 号に規定する避難口の戸の施錠装置の構造及び施錠装置の開錠方法を明示して下さい。

ウ 条例第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号によりガス給湯器が設けられる MB の建具の材質 (鋼製、板厚 0.8 mm 以上) 及び換気口 (上部及び下部に、それぞれ 100c m² 以上) を明示して下さい。

エ 下記の規定に係る防火区画に設けられる防火設備の位置及び種別を明示して下さい。

- (ア) 条例第 3 条第 3 項 (火を使用する設備の位置及び構造)
- (イ) 条例第 11 条第 1 項第 3 号 (変電設備の位置及び構造)
- (ウ) 条例第 31 条の 3 の 2 (少量危険物を屋内で貯蔵する場所の位置、構造及び設備)
- (エ) 政令第 11 条第 3 項及び運用基準第 2 章第 2 節 第 4 (加圧送水装置の不燃区画)
- (オ) 政令第 16 条第 1 項第 1 号 (不活性ガス消火設備等の防護区画)
- (カ) 規則第 12 条 (非常電源専用受電設備の防火区画)
- (キ) 規則第 12 条の 2 (スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画)
- (ク) 規則第 13 条 (スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)
- (ケ) 規則第 18 条 (泡消火設備の防護区画)
- (コ) 規則第 26 条 (避難器具の減免)
- (サ) 規則第 28 条の 2 (誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火区画)
- (シ) 運用基準第 2 章第 5 節第 2 (排煙設備の排煙口を設けないことができる防火区画)
- (ス) 規則第 30 条の 2 (連結散水設備の設置を要しない防火区画)

(8) 消防法令に関する防火区画図 (各階平面図、断面図、構造詳細図、配管設備の系統図等)

下記の規定に係る区画について、区画の位置及び面積並びに当該区画を構成する床若しくは壁又は防火設備の位置及び構造を建基規則第 1 条の 3 第 1 項表 2 (17) 項に準じて明示して下さい。また、当該区画を貫通する給水管、配電管その他の管の位置及び構造は、建基規則第 1 条の 3 第 4 項表 1 (10) 項「令第 129 条の 2 の 5 の規定が適用される配管設備」に準じて明示して下さい。

ア 条例第 3 条第 3 項 (火を使用する設備の位置及び構造)

- イ 条例第11条第1項第3号（変電設備の位置及び構造）
- ウ 条例第31条の3の2（少量危険物を屋内で貯蔵する場所の位置、構造及び設備）
- エ 政令第11条第3項及び運用基準第2章第2節 第4（加圧送水装置の不燃区画）
- オ 政令第16条第1項第1号（不活性ガス消火設備等の防護区画）
- カ 規則第12条（非常電源専用受電設備の防火区画）
- キ 規則第12条の2（スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画）
- ク 規則第13条（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）
- ケ 規則第18条（泡消火設備の防護区画）
- コ 規則第26条（避難器具の減免）
- サ 規則第28条の2（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火区画）
- シ 運用基準第2章第5節第2（排煙設備の排煙口を設けないことができる防火区画）
- ス 規則第30条の2（連結散水設備の設置を要しない防火区画）

3 熊本市火災予防条例関係

- (1) 条例第3章第1節に規定する火を使用する設備の位置及び構造は、建基規則第1条の3第4項表1(12)項（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第40条の4の規定が適用される消費機器）により、図書の種類に応じて明示すべき事項を明示して下さい。
- (2) 厨房設備について
 条例第3条の4により下記の事項を明示して下さい。
 - ア 厨房設備の天蓋にグリスフィルター及び火炎伝送防止装置（防火ダンパー等）を明示して下さい。
 - イ 排気ダクトの材質（ステンレス鋼板等）を明示して下さい。
 - ウ 排気ダクトの保有空間（10 cm以上）を確保できない部分について、ロックワール被覆（厚さ 5 cm以上）の措置を講じる旨を明示して下さい。
- (3) 少量危険物を貯蔵する場所の位置、構造及び設備
 条例第4章第1節により少量危険物の貯蔵量、貯蔵する方法、換気設備及び電気設備の種類を明示して下さい。
- (4) 指定可燃物を貯蔵する場所の位置、構造及び設備について
 条例第34条により指定可燃物の貯蔵量、集積単位及び集積単位相互間の距離を明示して下さい。

4 消防用設備等関係

- (1) 消防法第17条に規定する消防用設備等（消火器具及び誘導標識を除く。以下同じ）に関する図書は、建基規則第1条の3第4項表1(5)項（法第32条の規定が適用される電気設備）及び(10)項（令第129条の2の5の規定が適用される配管設備）により、図書の種類に応じて明示すべき事項を明示して下さい。
- (2) 配置図又は各階平面図
 消防用設備等に関する歩行距離、水平距離及び有効範囲を明示して下さい。
 - ア 屋内消火栓設備

政令第 11 条第 3 項（屋内消火栓の位置）

イ スプリンクラー設備

規則 13 条の 6 第 3 項（補助散水栓の位置）

ウ 粉末消火設備

政令第 18 条第 3 項（移動式の粉末消火設備の位置）

エ 屋外消火栓設備

（ア） 政令第 19 条第 3 項（屋外消火栓の位置）

（イ） 規則第 22 条（屋外消火栓箱の位置）

オ 動力消防ポンプ設備

政令第 20 条第 3 項（動力消防ポンプ設備の水源の位置）

カ 自動火災報知設備

（ア） 規則第 23 条第 4 項（廊下及び階段の感知器の位置）

（イ） 規則第 24 条（地区音響装置の位置）

（ウ） 規則第 24 条（発信機の位置）

キ ガス漏れ火災警報設備

規則第 24 条の 2 の 3（スピーカーの位置）

ク 非常警報設備

（ア） 規則第 25 条の 2（非常ベル又は自動式サイレンの位置）

（イ） 規則第 25 条の 2（起動装置の位置）

（ウ） 規則第 25 条の 2（スピーカーの位置）

ケ 消防用水

政令第 27 条第 3 項（消防用水の位置）

コ 誘導灯

（ア） 規則第 28 条の 2（誘導灯の設置を要しない避難口の位置）

（イ） 規則第 28 条の 3（避難口誘導灯及び通路誘導灯の位置）

サ 排煙設備

規則第 30 条（排煙口の位置）

シ 連結送水管

（ア） 政令第 29 条第 2 項（連結送水管の放水口の位置）

（イ） 規則第 30 条の 1（放水用器具を格納した箱の位置）

ス 非常コンセント設備

政令第 29 条の 2 第 2 項（非常コンセントの位置）

(3) 消防用設備等に関する図書の注意事項

ア 屋内消火栓設備について

ポンプについて規則第 12 条第 2 項第 6 号ロにより

「 $H = h_1 + h_2 + h_3 + 25\text{m}$ 」を明示して下さい。

イ スプリンクラー設備

（ア） スプリンクラーヘッドの警戒部分について理由を明示して下さい。

（イ） スプリンクラーヘッドと補助散水栓の放水圧力に係る損失水頭を比較して下さい。

ウ 自動火災報知設備について

感知器の未警戒部分について理由を明示して下さい。

エ 漏電火災警報器について

変流器及び受信機の位置を明示して下さい。

エ 避難器具

避難器具の種類は、努めてすべり台又は救助袋を選択して下さい。

オ 誘導灯について

(ア) 消防法施行規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ロにより直通階段の出入口は、避難口誘導灯を計画して下さい。

(イ) 階段には通路誘導灯又は建基令第 126 条の 4 に規定する非常用の照明装置を計画して下さい。

カ 連結送水管について

(ア) 1 1 階の放水用器具を格納した箱について(消防法施行令第 29 条第 2 項第 4 号ハ)
放水用器具の仕様は、運用基準により

「呼称 50 のホース 2 本、噴霧切替ノズル付筒先 1 本、媒介金具 1 個」と明示して下さい。

(イ) 運用基準により補助高架水槽から主管までの配管は、呼び径 50A 以上として下さい。

以上